

ID: 135

担当部署: 農政課

処分の概要	分担金の減免		
例規名 根拠条項	柴田町農林業事業に関する分担金徴収条例 第8条		
例規番号	昭和60年条例第17号		
【基準】			
第8条の規定による。 (分担金の減免)			
第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。			
(1) 公の生活扶助を受けている受益者			
(2) 前号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる受益者			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日